

まえがき

昨年3月に、新しい学習指導要領が告示されましたが、それによると、卒業までに修得させる単位数の縮減、新たな教科「情報」や「福祉」の設置、「総合的な学習の時間」の創設とともに、学校設定教科・科目の導入や授業の一単位時間の弾力化など学校裁量の範囲の一層の拡大がなされており、各学校が主体性を発揮し、創意工夫を生かした教育課程を編成することが強く求められています。

新学習指導要領に基づく教育課程は、平成15年度の第1学年から学年進行で実施されますが、本年度からは移行措置により、総則の教育課程編成の一般方針などについては本年度からその趣旨の実現を図ることとされており、また、「総合的な学習の時間」や学校設定教科・科目については直ちに実施することができることとされています。特に「総合的な学習の時間」については、各学校が、地域や学校、生徒の実態等に応じて、横断的・総合的な学習や生徒の興味・関心等に基づく学習など、創意工夫を生かした教育活動を行うものとされ、今回の改訂の趣旨を実現する上でも大きな意味をもつものであることから、平成15年度からの新教育課程の実施に向けて円滑な移行を図るためには、移行期間からの積極的な取組が必要であります。

北海道教育委員会としましても、今回の改訂の趣旨の徹底や内容の理解を図るよう努めているところでありますが、各学校においては、新学習指導要領について研究を深めるとともに、地域や学校の実態、課程や学科の特色、生徒の心身の発達段階及び特性等を十分考慮して、特色ある教育課程を編成されますよう心から願うものであります。

この「手引」は、そのための一つの資料として作成したものでありますので、十分活用されることを期待いたします。

本冊子を作成するに当たり、お忙しい中で御協力いただいた方々に厚くお礼を申し上げます。

平成12年10月

北海道教育庁生涯学習部高校教育課長

山 本 宇 衛